

第2回空き家等対策協議会でいただいたご意見への回答について(令和5年11月)

該当ページ	ご意見	ご意見への回答
1	13頁 (13)令和5(2023)年度現在で空き家等と想定する住宅の件数について 当時と現在とで空き家等と想定する住宅の件数について、差の説明を一言欲しい。	ご指摘のとおり、「平成29(2017)年度空き家実態調査において、空き家等と想定する住宅の件数は669件と把握しました。その後、市民から寄せられた空き家等の情報や、職員が現地を確認した情報等を基にデータベースを更新した結果、令和5(2023)年7月末日時点で875件となっています。」と理由を追記しました。
2	19頁 3.西東京市の取組み実績について 西東京市は代執行など積極的に施策を実施しているので、取組み実績や成果についてもっと記載しても良いのでは。	ご指摘のとおり、19～27頁において、現行計画の期間におこなった予防、適正管理、利活用、特定空き家等への対応について、実施したセミナー、送付文書、空き家バンク、代執行等の実績について記載しました。
3	28頁 1.空き家等対策に係る課題について 発生抑制は難しい。発生するのは所有者や相続人の事情から仕方がない側面があるので、空き家等である期間の縮小が大切である。	ご指摘のとおり、31頁「(3)基本理念を達成するための施策の方針」において、「空き家等はなるべく早い段階で活用する」との考え方を基本に～と追記しました。
4	32頁 3.対策を推進するための主体別役割と連携体制について 所有者が元気に活動できない場合が考慮されていない。	
5	32頁 3.対策を推進するための主体別役割と連携体制について 管理活用支援法人に関する記載はないのか。	
6	32頁 3.対策を推進するための主体別役割と連携体制について 民間主体の細分化が必要なのではないか。	
7	32頁 3.対策を推進するための主体別役割と連携体制について 推定相続人へのアプローチは自治体が苦手。押しかけ講座など、常に様々なタイミングで意識啓発のアプローチが必要である。	
8	32頁 3.対策を推進するための主体別役割と連携体制について 所有者からの矢印が管理しかない。活用するのはあくまで所有者であり、所有者の意向が尊重されるべきである。活用は近隣主体でやるのではない。 地域市民は地域団体も含まれるのでは。 民間主体として共有とは何をするのかかわからない。「連携」が正しいし、矢印も双方向のはず。 市と地域市民で個人情報のやり取りは行えないはず。 地域市民の利用は所有者からすると違和感がある。ほぼ事例はない。 民間主体から空き家に対しては対応ではなく「提案」が正しい。 所有者等は民間主体に、「依頼」ではなく「相談」を行うはずである。	ご指摘のとおり、頂いた意見を踏まえて大幅に加筆修正を行いました。
9	33頁 3.対策を推進するための主体別役割と連携体制について 福祉との連携の記述が薄いのではないか。	
10	39頁 第3章 具体的な対策について 法第7条「空家等活用促進区域」について、適正管理①に記載されているが、活用に入るのではないか。	ご指摘のとおり、利活用③「空き家等の除却に関する支援策の検討及び情報提供」に移動しました。
11	42頁 第3章 具体的な対策について 「管理不全空き家等及び特定空き家等の情報について、条例に基づく勧告の実施状況を税務部局に提供し、住宅用地特例の適用除外を提案する」の記載について、適正管理②ではなく管理不全、特定空き家のほうではないか。	ご指摘のとおり、管理不全空き家等及び特定空き家等に対する措置①「市の積極的な対応を可能とする取組」に移動しました。
12	42頁 第3章 具体的な対策について 緊急代執行について記述するべきではないか。	ご指摘のとおり、管理不全空き家等及び特定空き家等に対する措置①「市の積極的な対応を可能とする取組」に追記しました。